

○家計経済研 木村清美 共立女大家政 御船美智子

平安女学院短大（非） 室住真麻子

【目的】 性別役割分業観が根強く残るなかで、実態として分業からの“逸脱”状態にある常勤共働き世帯において、意識としての分業観が、収入を得ることの決定から日常生活費管理にいたるまでの家計組織化にどのような影響を与えていているかを明らかにする。

【方法】 性別役割分業観項目を用いて分業志向群と平等志向群を抽出し、第1報の家計組織化の諸段階（①総家計所得決定、②全体家計組織化、③内部組織化）における両群の差異を検討する。

【結果】 習得は夫がするべきで家事は妻がするべきであるとする者〔分業志向群〕が193ケース（37.7%）、習得も家事も夫妻で協力してするべき又はどちらがしてもかまわないとする者〔平等志向群〕が167ケース（32.6%）あった。両群を比較すると平等志向群では、①総家計所得決定では、妻の就業決定は、妻が決め夫に報告した者が多く、夫の承認を求めたり話し合った者は少ない。その際家事については、自分が家事をするのが当たり前と思っていた者は少なく、夫の協力を得られると思っていた者が多い。また、夫の収入を夫のもの、あるいは半分は夫のものと考える者が多く、家族のものと考える者が少ない、②全体家計組織化については、結婚時に妻の収入をどれだけ家計に入れるかを夫妻で話し合った世帯が多い。現在の収入管理は、夫が収入のすべてを妻に渡している世帯は少なく自分で管理して支出分担している者が多い。妻の収入管理も支出分担が多い。③日常生活費管理、公共料金額の確認、全体生活費管理への夫の関与が比較的高い一方で、誰も管理していない世帯も多い（いずれも有意）。